

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【公開番号】特開2015-46240(P2015-46240A)

【公開日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-016

【出願番号】特願2013-175352(P2013-175352)

【国際特許分類】

H 01 R 27/00 (2006.01)

H 01 R 13/64 (2006.01)

H 01 R 24/60 (2011.01)

H 01 R 13/648 (2006.01)

【F I】

H 01 R 27/00 M

H 01 R 13/64

H 01 R 24/60

H 01 R 13/648

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月8日(2016.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

請求項4又は請求項5記載のUSBレセプタクルであって、

前記ピン保持部は、前記ピッチ方向と直交する垂直面内に延びる溝であり、

前記被保持部と前記バネ部とは、前記垂直面内に延びてあり、且つ、前記ピッチ方向において前記ピン保持部よりもサイズの小さいものであり、

前記検知ピンには、前記被保持部を前記ピン保持部の内壁に押し付けるダボが形成されている

USBレセプタクル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、本発明は、第6のUSBレセプタクルとして、第4又は第5のUSBレセプタクルであって、

前記ピン保持部は、前記ピッチ方向と直交する垂直面内に延びる溝であり、

前記被保持部と前記バネ部とは、前記垂直面内に延びてあり、且つ、前記ピッチ方向において前記ピン保持部よりもサイズの小さいものであり、

前記検知ピンには、前記被保持部を前記ピン保持部の内壁に押し付けるダボが形成されている

USBレセプタクルを提供する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

【図1】本発明の実施の形態によるUSBレセプタクルを示す斜視図である。ここで、USBレセプタクルは回路基板に取り付けられている。

【図2】図1のUSBレセプタクルを示す斜視図である。

【図3】図2のUSBレセプタクルを示す上面図である。

【図4】図2のUSBレセプタクルを示す正面図である。

【図5】図2のUSBレセプタクルを示す側面図である。

【図6】図2のUSBレセプタクルと嵌合可能な標準USBプラグを示す斜視図である。

【図7】図2のUSBレセプタクルと嵌合可能な特殊USBプラグの特殊シェルの近傍を示す斜視図である。

【図8】図7の特殊USBプラグの変形例を示す斜視図である。

【図9】図2のUSBレセプタクルのコネクタ本体を示す斜視図である。

【図10】図9のコネクタ本体を示す斜視図である。ここで、第1検知ピン及び第2検知ピンはコネクタ本体から分離されている。

【図11】図9のコネクタ本体を示す上面図である。

【図12】図11のコネクタ本体の第1検知ピンの近傍（図11において破線Aで囲まれた部分）を示す上面図である。

【図13】図9のコネクタ本体を示す正面図である。

【図14】図13のコネクタ本体の第1検知ピンの近傍（図13において破線Bで囲まれた部分）を示す正面図である。

【図15】図9のコネクタ本体を示す側面図である。

【図16】図9のコネクタ本体の第1検知ピンを示す斜視図である。

【図17】図16の第1検知ピンを示す他の斜視図である。

【図18】図16の第1検知ピンを示す上面図である。

【図19】図2のUSBレセプタクルと図7の特殊USBプラグとを示す側面図である。ここで、USBレセプタクル及び特殊USBプラグは未嵌合状態にある。

【図20】図19のUSBレセプタクルと特殊USBプラグとを示す側面図である。ここで、USBレセプタクル及び特殊USBプラグは嵌合状態にある。

【図21】図20のUSBレセプタクルと特殊USBプラグの特殊シェルとを示す側面図である。ここで、USBレセプタクルのシェルを描画していない。

【図22】図21のUSBレセプタクルと特殊USBプラグの特殊シェルとを示す斜視図である。ここで、USBレセプタクル及び特殊USBプラグは未嵌合状態にある。

【図23】図22のUSBレセプタクルと特殊USBプラグの特殊シェルとを示す上面図である。ここで、特殊シェルに覆われた標準保持部材の輪郭と識別部の側面の輪郭とを破線で描画している。

【図24】図21のUSBレセプタクルと特殊USBプラグの特殊シェルとを示す斜視図である。

【図25】図24のUSBレセプタクルと特殊USBプラグの特殊シェルとを示す上面図である。ここで、特殊シェルの一部を描画していない。

【図26】図25のUSBレセプタクルの第2検知ピンの近傍（図25において破線Cで囲まれた部分）を示す上面図である。

【図27】特許文献1のUSBレセプタクルと特殊USBプラグとを示す斜視図である。ここで、USBレセプタクル及び特殊USBプラグは未嵌合状態にある。

【図28】特許文献1のUSBレセプタクルと特殊USBプラグとを示す斜視図である。ここで、USBレセプタクル及び特殊USBプラグは嵌合途中状態にある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 4 0】

ピン保持部 1 6 2 は、 X 方向と直交する方向に延びる溝である。詳しくは、ピン保持部 1 6 2 は、 X 方向と直交する垂直面 (Y Z 平面) 内を延びつつ、 Z 方向において 側部 1 6 0 を部分的に貫通している。即ち、ピン保持部 1 6 2 の一部は、保持部材 1 5 0 の底面まで延びている。